

入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状）

令和 年 月 日

大阪市契約担当者

本店（主たる営業所）
の所在地

商号又は名称

代表者の役職氏名
支店又は営業所の
所在地

名 称

受任者役職氏名

令和 年 月 日付公告、告示第 号の下記案件に係る入札参加のため、関係書類
を添えて資格審査を申請します。

1 案件名称

2 入札参加資格審査申請種目

物品供給等

申請種目番号	申請種目名称

業務委託（各分類「その他役務」の場合は、小分類の下に具体的内容を記入）

申請種目（大分類）		申請種目（中分類）		申請種目（小分類）	
番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
					()

※裏面に誓約事項及び委任事項があります

○誓約事項

誓約事項	内 容
誓約事項 1	地方自治法施行令第 167 条の 4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しません。
誓約事項 2	法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けています。
誓約事項 3	大阪市税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項 4	入札参加資格審査時及び入札参加資格の承認期間中に大阪市税に係る徴収金の納入状況及び申告状況を大阪市が調査し、その調査結果を資格承認事務等に利用することを承諾します。
誓約事項 5	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に掲げる措置要件に該当する行為を行いません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による措置を受けた場合は、同要綱に基づく公表がされることを承諾します。
誓約事項 6	『WTO 随時申請用物品供給等・業務委託の入札参加資格審査申請要領』に記載の内容を全て理解したうえで申請しています。

上記のすべての誓約事項に同意します。なお、誓約事項に相違があった場合は、入札参加資格を取り消されても異議申し立てを行いません。

○委任事項（受任者を設定する場合）

委任事項 1	入札及び見積もり
委任事項 2	契約の締結、変更及び解除
委任事項 3	代金及び保証金の請求並びに受領
委任事項 4	復代理人の選任及び解任
委任事項 5	契約の履行に関する保証契約の締結

受任者を代理人と定め、「1 案件名称」に記載の案件における上記の権限を委任します。

入札参加者基本情報

法人・個人区分	☐ 1. 法人 ☐ 2. 個人	営業年数	年
決算月	月	売上高	千円
■本店登録内容			
郵便番号	〒		
本店所在地			
商号又は名称			
商号又は名称（カナ）			
代表者氏名			
代表者氏名（カナ）			
代表者の役職			
■支店登録内容 ※支店等が本市との契約の窓口となる場合（受任者を設ける場合）に記入してください。			
郵便番号	〒		
支店等の所在地			
支店等の名称			
支店等の名称（カナ）			
受任者氏名			
受任者氏名（カナ）			
受任者の役職			
■入札等の連絡先 ※本店登録の方は本店の連絡先、支店登録の方は支店の連絡先を記入してください。			
所属・部署名			
メールアドレス	@		
TEL	— —		
FAX	— —		
■その他項目			
資本金（払込済）	千円	法人登記簿の資本金と合致。個人や財団法人、公益社団法人等、資本金を設けない組織は記入しないで下さい。	
うち外国資本 （外国資本があれば記入）	千円	外国資本が 50%以上となる代表的な国名 （ ）	
従業員数	人		
企業区分	☐ 1. 大企業 ☐ 2. 中小企業 ☐ 3. その他	個人事業者は 2. 中小企業、財団法人や公益社団法人等は 3. その他を選択してください。	

承認番号

大阪市使用印鑑届

WTO申請用

商号又は名称	
代表者（役職氏名）	
受任者（役職氏名）	
押印欄	実印
	使用印

※提出書類は、控えを取っておいてください。
※A4 縦型用紙に片面印刷をしたものを提出してください。
※実印、使用印ともに枠からはみ出ないように、鮮明に押印してください。

キリトリ

〒

(住所) 大阪市

(担当部局)

宛

(差出人)

〒 —

住所

社名

＜WTO 案件申請書在中＞

入札参加資格審査申請書及び添付書類一式を郵送する場合には、宛名部分を切り取って封筒宛名用にお使いください。

入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状）

令和●●年●●月●●日

大阪市契約担当者

本店（主たる営業所）

の所在地 ○○県○○市○○町1-2-3

商号又は名称 株式会社 契約産業

代表者の役職氏名 代表取締役 物品 太郎

支店又は営業所の

所在地 大阪府大阪市○○区○○町1-1-1

名 称 株式会社 契約産業 大阪支店

受任者役職氏名 大阪支店長 委託 花子

大阪市との入札及び
契約において支店等
を登録する場合に記
入してください。

令和●●年●●月●●日付公告、告示第●●●号の下記案件に係る入札参加のため、関係書類を添えて資格審査を申請します。

1 案件名称

○○○○産業廃棄物収集運搬業務委託

2 入札参加資格審査申請種目

物品供給等

申請種目番号	申請種目名称

業務委託（各分類「その他役務」の場合は、小分類の下に具体的内容を記入）

申請種目（大分類）		申請種目（中分類）		申請種目（小分類）	
番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
01	建物等各種施設管理	16	廃棄物処理	03	産業廃棄物（収集・運搬） ()

※裏面に誓約事項及び委任事項があります

○誓約事項

誓約事項	内 容
誓約事項 1	地方自治法施行令第 167 条の 4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しません。
誓約事項 2	法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けています。
誓約事項 3	大阪市税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項 4	入札参加資格審査時及び入札参加資格の承認期間中に大阪市税に係る徴収金の納入状況及び申告状況を大阪市が調査し、その調査結果を資格承認事務等に利用することを承諾します。
誓約事項 5	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に掲げる措置要件に該当する行為を行いません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による措置を受けた場合は、同要綱に基づく公表がされることを承諾します。
誓約事項 6	『WTO 随時申請用物品供給等・業務委託の入札参加資格審査申請要領』に記載の内容を全て理解したうえで申請しています。

上記のすべての誓約事項に同意します。なお、誓約事項に相違があった場合は、入札参加資格を取り消されても異議申し立てを行いません。

○委任事項（受任者を設定する場合）

委任事項 1	入札及び見積もり
委任事項 2	契約の締結、変更及び解除
委任事項 3	代金及び保証金の請求並びに受領
委任事項 4	復代理人の選任及び解任
委任事項 5	契約の履行に関する保証契約の締結

受任者を代理人と定め、「1 案件名称」に記載の案件における上記の権限を委任します。

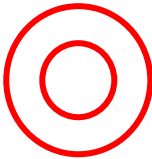
入札参加者基本情報

法人・個人区分	☒ 1. 法人 ☐ 2. 個人	営業年数	☒ 年
決算月	●月	売上高	●●●●●千円
■本店登録内容			
郵便番号	〒●●●●－●●●●		
本店所在地	○○県○○市○○町1－2－3		
商号又は名称	株式会社 契約産業		
商号又は名称（カナ）	カブシキガイシャ ケイヤクサンギョウ		
代表者氏名	物品 太郎		
代表者氏名（カナ）	ブッピン タロウ		
代表者の役職	代表取締役		
■支店登録内容 ※支店等が本市との契約の窓口となる場合（受任者を設ける場合）に記入してください。			
郵便番号	〒●●●●－●●●●		
支店等の所在地	大阪府大阪市○○区○○町1－1－1		
支店等の名称	大阪支店		
支店等の名称（カナ）	オオサカシティン		
受任者氏名	委託 花子		
受任者氏名（カナ）	イタク ハナコ		
受任者の役職	大阪支店長		
■入札等の連絡先 ※本店登録の方は本店の連絡先、支店登録の方は支店の連絡先を記入してください。			
所属・部署名	営業部		
メールアドレス	x x x x x x @ x x x x x x		
TEL	●●－●●●●－●●●●		
FAX	●●－●●●●－●●●●		
■その他項目			
資本金（払込済）	●●●千円	法人登記簿の資本金と合致。個人や財団法人、公益社団法人等、資本金を設けない組織は記入しないで下さい。	
うち外国資本 （外国資本があれば記入）	千円	外国資本が 50%以上となる代表的な国名 （ ）	
従業員数	●●人		
企業区分	☐ 1. 大企業 ☒ 2. 中小企業 ☐ 3. その他	個人事業者は 2. 中小企業、財団法人や公益社団法人等は 3. その他を選択してください。	

承認番号

大阪市使用印鑑届

WTO申請用

商号又は名称	株式会社 契約産業
代表者（役職氏名）	代表取締役 物品 太郎
受任者（役職氏名）	大阪支店長 委託 花子
押 印 欄	実 印 
	使 用 印 

※提出書類は、控えを取っておいてください。
※A4 縦型用紙に片面印刷をしたものを提出してください。
※実印、使用印ともに枠からはみ出ないように、鮮明に押印してください。

W T O 随時申請用

入札参加資格審査申請要領

物品供給等・業務委託

- 1 この要領には大阪市が発注する政府調達協定の適用を受ける入札にかかる入札参加資格審査申請に必要な事項が記載されています。申請にあたっては必ずこの要領をお読み下さい。
- 2 申請は申請受付期間内に必要書類の必要事項を記入押印した上で証明書類等を同封して簡易書留等の送付履歴がわかるもので送付（書類到着状況は、追跡サービス等で各自確認してください。）又は持参することで完了します。（全ての書類に不備がないことが必要です。）
- 3 資格審査の結果は、入札案件毎の入札参加資格の審査結果通知と合わせて通知します。
- 4 この申請等で収集された情報は、個人情報保護に関する法律及びその他の関連する法令等に従い大阪市の入札参加資格審査事務並びに契約事務においてのみ利用されますが、他の官公庁から照会があれば情報提供することがあります。
また、大阪市情報公開条例に基づきその全部又は一部を公開することがあります。

◎入札参加資格審査の内容に関すること

大阪市契約管財局契約部契約課（委託・物品契約グループ）
電話 06-6484-7356（物品供給等）
06-6484-7083（業務委託）

◎入札参加資格審査資料の提出先

入札案件毎の担当部局

※ 入札案件毎に大阪市の担当部局（申請の提出先）は異なりますので、必ず各入札説明書等に記載のある担当部局をご確認ください。

大 阪 市

目 次

1	資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
2	申請の期間及び方法について・・・・・・・・・・	1 頁
3	申請に当たっての注意事項・・・・・・・・・・	2 頁
4	種目区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
5	提出書類及び説明・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
6	資格承認について・・・・・・・・・・・・・・・・	5 頁
7	登録内容の変更について・・・・・・・・・・	5 頁
8	日本国内に営業所を有しない業者が申請する場合	5 頁
9	申請において使用する言語等について	5 頁
10	問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・	5 頁
別紙	誓約事項・・・・・・・・・・・・・・・・	6 頁
資料 1	地方自治法施行令第167条の4・・・・・・・・	7 頁
資料 2	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）	8 頁
資料 3	大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（抄）	10 頁
資料 4	大企業と中小企業の区分・・・・・・・・	12 頁
資料 5	大阪市からのお知らせ・・・・・・・・	13 頁

1 資 格 要 件

入札参加資格審査申請するには次の要件を全て満たすことが必要です

- ① 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと（資料1）
- ② 大阪市税（注1）及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税（注2）に係る徴収金を完納していること
注1）大阪市税に係る徴収金とは、次のとおり

法人市民税、市・府民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）、事業所税、市たばこ税、入湯税、上記市税に係る延滞金、重加算金、不申告加算金及び過少申告加算金

注2）全税目の証明様式がない場合「法人事業税・法人（都道府県）民税」の証明で可

- ③ 消費税及び地方消費税を完納していること
- ④ 法人にあつては申請種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書（登記簿謄本）により確認できること
- ⑤ 法令等の規定により、営業について免許、許可又は登録を要する場合は、資格審査申請時において当該免許、許可又は登録を受けていること
- ⑥ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと（資料2）
- ⑦ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則第3条第1項に規定する入札参加除外者及び同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者に該当する者でないこと（資料3）
- ⑧ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。）

※ 大阪市契約規則も参照してください。

2 申請の期間及び方法について

(1) 申請の期間

入札案件毎に定まっている申請受付期間内に、定められた方法により入札参加申請を行ってください。詳しくは、各入札説明書等にてご確認ください。

(2) 申請の方法及び提出先

別紙の入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状）及びその他添付書類に必要事項を記入し押印して、添付書類とともに簡易書留等の送付履歴がわかるもので各入札説明書等に記載のある担当部局（※）まで送付又は持参してください。

送付の場合は申請書類一式を角型2号封筒に入れ、別紙の宛名ラベルを貼り付けて送付してください。

※ 入札案件毎に大阪市の担当部局（申請の提出先）は異なりますので、必ず各入札説明書等に記載のある担当部局をご確認ください。

3 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請書（添付書類を含む）中の重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事項について申告しなかった場合には、入札参加資格の承認を受けられず、また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがありますので十分注意してください。
- (2) 入札参加申請を行うには、別紙「誓約事項」に定める誓約事項に誓約することが必要です。
- (3) 複数案件の申請を行う場合は、入札参加資格審査申請書及び添付書類は案件毎に提出が必要です。ただし、公告内容（告示番号、入札日程及び担当部局）が同一の複数案件の申請を行う場合は、申請書及び添付書類については1部で可とします。
- (4) 申請内容に不備等があった場合は、本市より電話等で連絡する場合がありますので、申請書類一式については送付される前に必ず控えを取っておいて下さい。
- (5) 送付による申請を行った場合、各入札説明書等に記載のある担当部局あてに送付した事実を電話にて連絡してください。
- (6) この申請で承認される入札参加資格は、この申請にかかる案件についてのみ有効です。継続して入札参加を希望する場合は、別途随時申請を行ってください。（海外業者においては、随時申請又は種目追加において登録できない場合があります。）

4 種目区分

本市入札参加資格において定める登録種目は「資料5 申請種目表」のとおりとなっておりますが、今回の申請種目については、入札説明書等に定められている種目を申請してください。

5 提出書類及び説明

提出書類は次のとおりです。それぞれの説明をよく読んでから提出してください。

パターン1：入札参加有資格者名簿に登録のない法人

パターン2：入札参加有資格者名簿に登録のある法人（種目追加）

パターン3：入札参加有資格者名簿に登録のない個人

パターン4：入札参加有資格者名簿に登録のある個人（種目追加）

No.	必要書類名	説明	パターン			
			1	2	3	4
1	入札参加資格審査申請書 (誓約書・委任状)	○申請要領及び記載例をよく確認し、必要項目を記入してください。 ○誓約事項及び委任事項に同意いただけない場合は、申請できません。 ○受任先（支店情報） ・本社が遠方にある等の理由により代表者の権限（入札、契約、請求、受領等）を代理の者（支店長、営業所長等）に委任する場合は、支店・受任者の項目を記入してください。 ○申請種目 ・入札説明書等に定められている種目を記入してください。	○	○	○	○
2	商業・法人登記の 登記事項全部証明書	○「履歴事項」又は「現在事項」いずれか ○発行後3か月以内のもの（コピー可）	○	—	—	—
3	身分証明書	○代表者の本籍地の市区町村が発行する「禁治産者、準禁治産、破産者でないこと」を証明するものを提出してください。 ○発行後3か月以内のもの（コピー可）	—	—	○	—
4	登記されていないことの 証明書	○法務局が発行する「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないこと」を証明するものを提出してください。 ○発行後3か月以内のもの（コピー可）	—	—	○	—
5	府税（全税目）の納税証明書	○「全税目の府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」を証明するものを提出してください。 ※証明書の住所又は所在地は大阪府内に限ります。 ○大阪府内に事業所を有しない方は、「本店管轄の都道府県税の未納の額のないこと」を提出してください。 ※全税目の証明様式がない場合は、直近1事業年度の「法人事業税・法人（都道府県）民税」に係る納税証明書を提出してください。 ○発行後3か月以内のもの（コピー可）	○	—	○	—
6	消費税及び地方消費税の 納税証明書（その3）	○本店管轄の税務署が発行する「消費税及び地方消費税について未納の額のないこと」を証明するものを提出してください。 ※その3の2、その3の3でも可とします。 ○発行後3か月以内のもの（コピー可）	○	—	○	—

7	大阪市使用印鑑届	○入札・契約事務に使用する印鑑を届け出てください。 ○実印 ・印鑑証明書と同一の印に限ります。 ○使用印（代表者の場合） ・実印を使用する場合は、実印を押印してください。 ・実印と異なる印を使用する場合は、代表者の役職又は氏名（氏名、氏又は名）が表示された印を押印してください。 ○使用印（受任者の場合） ・受任者の役職名又は氏名（氏名、氏又は名）が表示された印を押印してください。 ○認められない印 ・商号又は役職名が申請内容と異なる印（実印、役職の一部を表示された印は可） ・スタンプ印	○	—	○	—
8	印鑑（登録）証明書	○法人の場合 ・法務局発行の代表者の印鑑証明書 ○個人の場合 ・市区町村発行の代表の印鑑登録証明書 ○発行後3か月以内のもの、原本に限る	○	—	○	—
9	財務諸表	○法人の場合 ・貸借対照表、損益計算書 ・開始貸借対照表（営業年数1年未満の場合） ○個人の場合 ・貸借対照表又は確定申告書の写し ○最近1か年のもの	○	—	○	—
10	障害者雇用状況報告書（様式6号）	○常用雇用労働者数（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が40人以上の場合に提出してください。 ○毎年6月1日基準日で本店所在地管轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出済の最新のものを提出してください（コピー可）	○	—	○	—

6 審査結果について

この申請に基づく資格審査結果は、案件毎の入札参加資格の審査結果通知と合わせて通知します。

7 登録内容の変更について

この資格審査申請を行ってから開札及び業者決定までの間に、申請いただいた内容に変更が生じた場合は、早急に下記問い合わせ先までご連絡いただき、指示に従ってください。

なお、変更の内容によっては、入札参加資格を認められない場合があります。

また、相続・組織変更・合併・事業譲渡・会社分割等については、事前にお問い合わせください。

8 日本国内に営業所を有しない業者が申請する場合

押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができます。

申請書の「本店（主たる営業所の所在地）」については、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記入してください。

9 申請において使用する言語等について

申請及び提出書類の記載は、日本語で行ってください。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、必ず日本語の訳文を添付してください。

申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額を記載してください。

10 問い合わせ

○この申請に基づく入札参加資格の審査に関すること

大阪市契約管財局契約部契約課（委託・物品契約グループ）

06-6484-7356（物品供給等）

06-6484-7083（業務委託）

○資料提出先及び案件毎の入札参加資格・入札執行に関すること

入札案件毎に大阪市の担当部局（申請の提出先）は異なりますので、必ず各入札説明書等に記載のある担当部局をご確認ください

別紙**誓約事項**

入札参加資格審査申請時に次の事項に同意いただけるかどうかの確認を行います。
同意いただけない場合は、大阪市への申請はできません。

誓約事項	内 容
誓約事項 1	地方自治法施行令第 167 条の 4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しません。
誓約事項 2	法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けています。
誓約事項 3	大阪市税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項 4	入札参加資格審査時及び入札参加資格の承認期間中に大阪市税に係る徴収金の納入状況及び申告状況を大阪市が調査し、その調査結果を資格承認事務等に利用することを承諾します。
誓約事項 5	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に掲げる措置要件に該当する行為を行いません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による措置を受けた場合は、同要綱に基づく公表がされることを承諾します。
誓約事項 6	『W T O 随時申請用物品供給等・業務委託の入札参加資格審査申請要領』に記載の内容を全て理解したうえで申請しています。

資料 1

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

資料2

大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第7条から第9条の規定に基づき、大阪市が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入札等除外措置等）

- 第3条 市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、条例第8条の規定に基づき、契約部会の答申を経て、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。ただし、市長が緊急その他の事由があると認めるときは、契約部会の答申を経ることなく当該有資格者について入札等除外措置を行うことができる。
- 2 前項の規定は、入札参加資格の登録（大阪府における登録を含む。）を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、契約部会の答申を経て、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において市長は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。
- 4 市長は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（注意喚起）

第4条 市長は、前条に定めるほか、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、当該有資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

（有資格者の審査における排除）

第5条 市長は、条例第8条第1項第1号の規定に基づき、有資格者の審査に際し、入札等除外措置を受けている者の資格を認めてはならない。

（下請負等の禁止及び下請契約の解除等）

- 第9条 局長等は、条例第7条の規定に基づき、公共工事等の契約の相手方が前条各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。
- 2 局長等は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としてしていると認めるときは、条例第8条第1項第7号の規定に基づき、当該公共工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(契約の解除の指導)

第11条 局長等は、条例第8条第1項第6号又は第7号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たり当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(入札等除外措置の通知等)

第16条 市長は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札除外措置、同条第3項の規定による入札除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起又は第12条第6項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

別表

措 置 要 件	期 間
1 有資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき	左の認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき	左の認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき	
4 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき	
5 有資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき	

資料3

大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（抄）

（入札参加除外者等の指定）

第三条 知事は、入札参加資格者及び公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者（以下これらを「入札参加資格者等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格者等を公共工事等から排除する者（以下「入札参加除外者」という。）として指定するものとする。

一 暴力団員

二 次に掲げる者のうちに暴力団員のあるもの

ア 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上経営に参加していると認められる者

三 暴力団密接関係者（前号に掲げるものを除く。）

2 知事は、入札参加資格者等のうち、複数の建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）が継続的な協力関係を構築することにより経営及び施工の能力を強化する目的で結成した団体（以下「経常建設共同企業体」という。）であって、入札参加除外者を構成員とするものを、公共工事等から排除する経常建設共同企業体（以下「指定構成員共同企業体」という。）として指定するものとする。

3 知事は、前二項の規定による指定をしたときは、速やかに、相手方に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（誓約書違反者の指定等）

第九条 知事は、前条第一項、第三項又は第五項の規定により誓約書を提出した元請負人及び下請負人等について、第三条第一項各号のいずれかに該当すると認めるとき（同条第一項の規定により入札参加除外者の指定を行った場合を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間、誓約書に違反した者（以下「誓約書違反者」という。）として指定するものとする。

一 第三条第一項第一号又は第二号に該当する誓約書違反者 指定を受けた日から二年

二 第三条第一項第三号に該当する誓約書違反者 指定を受けた日から一年

2 誓約書違反者は、第三条第一項各号のいずれにも該当しなくなった場合は、知事に対し、当該指定の事由がなくなった旨を申し出ることができる。この場合において、知事は、第三条第一項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該指定を解除するものとする。

- 3 知事は、第一項の規定により指定し、又は前項の規定により指定を解除したときは、速やかに、相手方に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 4 第四条(第二項を除く。)、第五条、第六条並びに第七条第二項及び第三項の規定は、誓約書違反者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項及び第三項	入札参加除外者及び指定構成員共同企業体	誓約書違反者
第四条第四項	前二項	前項
	入札参加除外者	誓約書違反者
第五条第一項及び第二項	入札参加除外者	誓約書違反者
第六条第一項	第三条第一項	第九条第一項
第六条第二項	第三条第一項	第九条第一項
	次条第一項又は第三項の規定による指定の解除の日	第九条第一項各号に定める期間が満了した日又は同条第二項の規定による指定の解除の日のいずれか早い日
第七条第二項	前項	第九条第二項
	当該入札参加除外者	当該誓約書違反者
第七条第三項	第一項	第九条第一項
	入札参加除外者	誓約書違反者
	当該入札参加除外者	当該誓約書違反者
	第三条第一項	同項

資料 4

大企業と中小企業の区分 (官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律)

企業の主たる業種に応じ、下表の「資本の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員数」のいずれかに該当する場合は中小企業になっています。

No.	業 種	資本の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員数
1	製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 (No. 2 以降を除く)	3 億円以下	300 人以下
2	卸売業	1 億円以下	100 人以下
3	サービス業 (No. 6, 7 を除く)	5 千万円以下	100 人以下
4	小売業	5 千万円以下	50 人以下
5	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
6	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
7	旅館業	5 千万円以下	200 人以下
8	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、 商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店 街振興組合連合会	構成員たる事業者の 3 分の 2 以上 が上記 No. 1 ～No. 7 の一に該当す るもの	
9	企業組合、協業組合		

資料 5

大阪市からのお知らせ

大阪市における入札契約制度の改正や今後の方針についての発表等は大阪市電子調達システムホームページ上（<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）において随時発表します。

申請される方及び有資格者の方はお知らせを参照のうえ、入札などに参加していただきますようお願いいたします。

大阪市ホーム > 大阪市電子調達システム

大阪市電子調達システム

<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>

システムメニュー お知らせ

システム運用に関するお知らせ
大阪市電子調達システムヘルプデスク
電話：06-6945-4003
お問い合わせはこちら

入札情報サービス
入札案件情報
入札結果情報
契約結果情報
有資格者名簿情報 など

電子入札システム
電子入札の申し込み
電子入札の受領
電子入札のキャンセル など

業者登録システム
入札参加資格申請
ID・パスワード再発行申請
操作マニュアル など

初めての方
電子入札システム（体験版）

お知らせ
【入札・契約制度に関するお知らせ】
【システム利用に関するお知らせ】
【入札案件の中止、公告内容の修正などに関するお知らせ】※重要な情報を掲載していますので、必ずご覧ください。
【工事請負】
【更新日】平成29年10月27日
【物品供給等】
【更新日】平成29年10月27日
【業務委託】
【更新日】平成29年10月27日
【測量・建設コンサルタント等】
【更新日】平成29年10月27日
※「測量・建設コンサルタント等」を「コンサル」と省略して表示している場合があります。
各担当の連絡先

パナー広告の内容について
パナー広告募集
パナー広告募集中
パナー広告募集中
パナー広告募集中
パナー広告募集中

大阪市広告事業ご案内

各種資料ダウンロード
入札参加資格申請関係
規約・契約事項等
入札制約に関する資料 など

入札参加停止措置一覧
大阪市競争入札参加停止措置公表要領による一覧（PDF形式）

入札等除外措置一覧
入札等除外措置公表要領による一覧（PDF形式）

不用品売却入札等のご案内
契約管財局における不用品売却案件に関する案内

よくある質問
よくある質問と回答

指定管理者公募のご案内
大阪市の施設の管理者に関する案内

リンク先
＜大阪市＞
大阪市ホームページ
不動産の売却入札等のご案内
不動産の貸付入札等のご案内
＜契約管財局＞
契約管財局ホームページ
＜地方独立行政法人大阪市民病院機構＞
地方独立行政法人大阪市民病院機構
＜大阪府＞
大阪府電子調達システム

連絡先
●大阪市契約管財局 契約部
〒552-0007 大阪市港区弁天1-2-1-1300 オーク1番街13階（地図）
【契約制度】
契約課（工事契約グループ）
06-4395-7141～7143
06-4395-7151～7158
【物品供給等】
契約課（物品契約グループ）
06-4395-7161～7164
【業務委託、測量・建設コンサルタント等】
契約課（業務委託グループ）
06-4395-7145～7147
●契約管財局以外の連絡先 ⇒ こちら

大阪市
入札・契約情報
電子入札以外の情報ははこちら

④ システムの利用時間について

業者登録システム・電子入札システムは、午前9時から午後5時30分まで利用できます（大阪市における祝祭日の休日を除く。それ以外については、いつでも利用できます。ただし、毎日午前0時から午前2時45分までは、メンテナンスのため利用できません）。
利用時間中に、業者登録・電子入札システムのボタンが機能しない場合はこちら

PDF形式の資料について

PDF形式の資料をご覧いただく場合には、PDFファイルの開覧ソフトが必要です。Adobe Reader 等を各府庁で用意しています。左のボタンをクリックし、手帳に記したダウンロードしてご覧ください。